

## 令和5年度第4回 次世代道路網あり方委員会 議事要旨

1 日 時 令和6年3月18日（月）16:00～17:00

2 会 場 さいたま市役所 ときわ会館 中ホール

3 出席者 委員9名

（久保田尚、森本章倫、関澤貴史、福島薫、本多建雄、古市正典、中島栄一、高橋良久、都築英幸）

※敬称略

4 欠席者 委員2名

（三浦詩乃、藤巻雄幸）

※敬称略

### 5 議題

(1) 本委員会について

- 1) 令和5年度第3回委員会の意見と対応
- 2) 本委員会の枠組み

(2) 道路整備計画について

- 1) パブリックコメント実施結果
- 2) さいたま市道路整備計画

(3) 今後の取組

- 1) 本市における今後の道路整備推進の検討に向けて
- 2) モニタリング

6 公開又は非公開の別 公開

7 傍聴者数 なし

### 8 議事要旨

(1) 開会

1) 公開又は非公開

委員会にて、運営規定に原則公開することが定められていること、本日の審議内容に非公開に該当するような個人情報等を取り扱うようなものがないことから公開す

ることを決定した。

## (2) 議題

### 1) 本委員会について

事務局より資料1「令和5年度第3回委員会の意見と対応」及び資料2「本委員会の枠組み」の説明を行った。

意見なし。

### 2) 道路整備計画について

事務局より資料3-1「パブリックコメント実施結果」の及び資料3-2,3-3「さいたま市道路整備計画」の説明を行った。

久保田会長 資料3-2のp.5の図面に掲載されている②、③箇所の道場三室線の表示は、青線で問題ないか。

事務局 道場三室線は、令和6年3月13日に暫定2車線で供用を開始したが、本路線については4車線を目指している路線であり、4車線での供用開始が令和6年4月になる見込みとなっている。その為、青線表示としている。

### 3) 今後の取組

事務局より資料4「本市における今後の道路整備推進の検討に向けて」及び資料5「モニタリング」の説明を行った。

森本委員 資料5のp.2にモニタリング方法が記載されている。モニタリングを実施した結果を誰に報告するのかお教えいただきたい。検討委員会向けと市民向けにHP等で公表することが想定されるが、可能であればDXの推進を実施しているので、例えばPLATEAUに掲載する等、モニタリングの見せ方についても検討いただきたい。

事務局 モニタリング内容については本委員会にて報告することは想定しているが、市のDX関連については、構築段階の部分があるため、今後検討させていただきたい。

久保田会長 資料4のp.2で「国と連携して」と記載があるが、データの貸与が可能か国土交通省に確認したい。

福島委員 データはETC2.0を想定していると考えられる。いくつか使用条件は

- あるが、事務局へデータ提供することは可能である。
- 事務局 承知した。
- 森本委員 資料 5 の p. 6 で廃止候補路線において、すでに事業用地として取得済みの土地はあるのか確認したい。
- 事務局 今回、廃止候補路線に位置付けた 3 路線については、先行取得している土地は無い認識である。
- 森本委員 先行取得している土地があるのであれば、歩行空間や滞留空間に利活用すると記載したほうが良いと考えているため質問した。
- 事務局 既存の道路がある場合は、森本委員のご指摘のとおり道路空間の活用が考えられるが、道路形態が無い場所において先行取得している土地もあり、使い道がないところがある。そのような土地については、管理している部署で考え方を整理する予定である。
- 関澤委員 資料 4 の p. 2 で「実現可能な目標値の設定」と記載されているが、資料 3-2 の p. 7 の目標値とは別の認識で良いか。
- 事務局 現状、道路事業全体の将来のあり方（目標値）の設定が無い状況にある。資料 3-2 の p. 7 の目標値は、事業中路線や新規で選ばれた路線の積み上げの目標として記載している。ただし、このような考え方だけでは足りない部分があるため今後検討していく予定である。
- 関澤委員 本計画の特徴として、それぞれの方針で路線を抽出することになっている。その成果として今回抽出された路線をお教えたいただきたい。
- 事務局 資料 3-2 の p. 6 の下側「事業化予定路線（新規追加路線）」の表にて、どの基本方針で選定された路線かを示している。
- 久保田会長 資料 5 で 3 点確認箇所がある。
- 1 つ目として、p. 7 に北浦和が無いが、p. 8 には北浦和が楕円で囲われている。可能であれば p. 7 にも浦和駅・北浦和駅と記載して欲しい。
- 2 つ目として、p. 9 の対応として川越の菓子屋横丁を事例として紹介いただきたい。菓子屋横丁は、狭い 4m～5m の都市計画道路で特殊な 8 番決定（歩行者専用道、自転車歩行者道などの特殊街路）としている。現道なので何をするわけでもないが、将来のまちの姿を都市計画道路で示している。これは非常に大きなことである。1999 年に浜松市のトランジットモール化で痛い思いをした記憶がある。トランジットモールは 6 車線道路に設置予定であったが、その 20 年前に浜松市の総合計画で絵を載せて決めていた。言い換えると市の憲法に掲載されていたわけである。ただし、総合計画は法的な拘束力がなく、都市計画法は拘束力がある。可能な限り都市計画法を用いて実施したほうが良い

という事例として掲載していただきたい。

3つ目として、p.12 だが、歩行者が多い場合は、25m 道路の植栽を無くすことも検討できるように記載している。ぜひ活用して欲しい。

事務局

川越の事例については、都市計画道路を活用する視点も取り入れていきたい。

以上